

雇用者給与等支給増加重複控除額の
計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(二十四)付表 平三十・四・一以後終了事業年度分

雇用者給与等支給額 (別表六(二十四)「1」)	1	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑧」)	6	人
				対象移転型特定新規雇用者数 (別表六(十九)「27」)	7	
当期の終了の日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「1の①」)	2	人		対象移転型非特定新規雇用者数 (別表六(十九)付表「17」)	8	
				対象移転型非新規基準雇用者数 (別表六(十九)付表「19」)	9	
調整地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)「16」)	3			控除対象調整数 (6) - (7) - (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10	
				控除対象者数 (3)と((4)+(5)+(10))のうち少ない数	11	
特定新規雇用者基礎数 (別表六(十九)「26」)	4			雇用者給与等支給増加重複基準額	12	円
				$\frac{(1)}{(2)} \times (11)$		
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (別表六(十九)「28」)	5			雇用者給与等支給増加重複控除額	13	
				$(12) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$		

別表六（二十四） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の5第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、同法第42条の12第1項又は第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。

2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「7」から「9」までの各

欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

3 「雇用者給与等支給増加重複控除額」は、平成30
 $(12) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$

年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。